

第六十二回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第三号

昭和四十四年三月四日(火曜日)
午前十時二十五分開会

事務局側

常任委員会専門員
坂入長太郎君

委員の異動

三月三日

辞任

瓜生 清君
渡辺 武君

補欠選任

田淵 哲也君
河田 賢治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

丸茂 重貞君

青田源太郎君
岩動 道行君
戸田 菊雄君
多田 省吾君
田淵 哲也君

伊藤 五郎君
鬼丸 勝之君
津島 文治君
中山 太郎君
西田 信一君
藤田 正明君
矢野 登君
木村 晴八郎君
野上 元君
河田 賢治君

衆議院議員

大蔵委員長代理
政府委員
大蔵政務次官
大蔵省主税局長

倉成 正君
沢田 一精君
吉國 二郎君

田大蔵政務次官。

○政府委員(沢田一精君) ただいま議題となりました「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案」につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

租税条約を実施するにあたりましては、従来から各租税条約ごとに所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律を制定してきており、その数はすでに十五に達しております。これらの特例法は、いずれも配当、利子、使用料等の課税に關する条約上の規定の実施につき、国内法の規定との間に調整を要する事項を定めることを主たる内容とするものであります。

昭和三十八年にOECDにおいて模範とすべき租税条約の草案が採択されて以来、政府は、この草案の内容に沿って租税条約を締結することにつとめてきておりますが、これに伴い、租税条約及びこれを実施するための特例法の形式及び内容は、おおむね定型化されてきております。このような状況にかんがみ、また、税制の簡素化に資するため、こうした租税条約の実施に關する特例法を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する所要の事項を一般的に定めることとし、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、租税条約の相手国の居住者が取得する配当、利子及び使用料に対する所得税の源泉徴収税率に關する事項であります。わが国が締結した租税条約においては、相手国の居住者が取得する配当、利子及び使用料に対する源泉徴収税率は、国内法による二〇％の一般税率によらず、たとえば

配当に対しては一五％、利子及び使用料に対しては一〇％を限度とすることとされております。このような場合、これらの収益に対する所得税の源泉徴収税率を確定する必要がありますので、それぞれについて、その租税条約に定める限度税率、すなわち、一五％または一〇％等の税率により源泉徴収を行なう旨を定めることとしております。

次に、租税条約の相手国の居住者が申告納税を行なう場合の特例に關する事項であります。国内法では、相手国の居住者のうち、わが国に支店を有している者等については、国内源泉所得を総合して課税する方式をとっておりますが、これにより相手国の居住者が申告納税を行なうに際して、その所得のうち租税条約に定める限度税率の適用を受ける配当等が含まれ、しかも、その実効税率が限度税率をこえることとなる場合があります。このような場合には、その申告納税額につき、租税条約の規定に適合するよう所要の軽減措置をとることとしております。なお、租税条約によつては、住民税及び事業税をもその対象とすることがありますので、このような場合には、申告納税にかかる軽減措置を講ずるにあたっては、法人税、住民税及び事業税を含めて、限度税率をこえることのないよう所要の措置を講ずることとしております。その他、租税条約を実施するにつきまして必要な事項につき、所要の規定を設けております。

以上この法律案の提案の理由及びその内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま提案の理由の説明のございました租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

現在わが国は十七カ国との間に租税条約を有しておりますが、わが国と諸外国との経済交流の緊密化に伴い、今後わが国が締結する租税条約の件数はますます増加するものと予想されております。今国会においても、ベルギー、アラブ連合をはじめ、幾つかの条約につき承認をお願いするような次第であります。

これらの条約を実施するにあたっては、従来から各条約ごとに所得税法、法人税法及び地方税法の特例等を規定した法律を制定してきておりますが、その数はすでに十五に達しておりますが、そのおもな内容は、いずれも配当、利子、使用料等に関する条約上の規定の実施につき国内法の規定との間に調整を要する事項を定めるものであります。また、一九六三年に租税条約につきOECDにおいてモデル条約案が採択され、わが国もこのモデル条約案に沿って租税条約を締結することについて検討してきております。条約及びこれを実施するための個別特例法の形式及び内容もおおむね定型化されてきており、今後においてもこの傾向に変わりはないものと考えられます。

そこで、政府は、税制の簡素化に資するため、各条約ごとに制定されている特例法を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関し所要の事項を一般的に定めることとし、この法律案を提案した次第であります。したがって、形式的にも、また、実質的にも、現行の個別特例法と同一の性格を持つものであります。

次に、この法律の内容につき御説明申し上げます。

第一条は、この法律の趣旨を規定しております。

こえないものとして、いる場合におけるその一定の税率または一定の割合を「限度税率」と定義し、この法律において租税条約と国内法とを関連づける際の基本的な用語としております。

第三条は、所得税の源泉徴収税率について特例を設けたものであります。すなわち、相手国の居住者が取得する配当、利子または使用料に対する課税につき、租税条約において一定の税率、すなわち、限度税率をこえないものとされている場合には、所得税法に定める二〇％の一般税率によることとなく、租税条約に定めるその限度税率によって、配当、利子または使用料等に対する所得税を源泉徴収しようとするものであります。

第四条は、申告納税の特例について規定したものであります。すなわち、わが国の国内法によれば、相手国の居住者が国内に支店等の恒久的施設を有するなど、一定の場合には、国内源泉所得を総合して申告納税を行なうことになっております。この申告納税を行なう場合、総合すべき所得に租税条約において限度税率の定めのある配当等または譲渡収益が含まれると、その配当等または譲渡収益に対する課税率が租税条約に定める限度税率をこえる場合が出てきます。そこで、本案は、総合課税によって課税率が限度税率をこえることとなった場合に、そのこえる部分の税額を軽減することにより、租税条約の定めを抵触しないよう措置したものであります。なお、この場合において、限度税率が住民税をも含めて規定されているときは、その限度税率から住民税、法人税割りの標準税率相当分を差し引いた税率により軽減額を計算することになっております。これは、法人税及び住民税を合わせたところでこれら所得に対するわが国の課税が条約に定める限度税率をこえないようにするための措置であります。

第五条は、地方税の課税の特例を定めたものであります。御承知のとおり、住民税については標準税率の定めがありますが、地方公共団体は、必要に応じ一定の範囲内で標準税率を上回る税率により課税することができることになっております。ところが、地方公共団体が区々にわたる税率を採用すると、国税と地方税を合わせたところでは、租税条約に定める限度税率をこえる場合が出てきます。そこで、地方公共団体が相手国の居住者である法人に対し住民税を課するときは、標準税率によるべきこととしていたのであります。なお、租税条約が事業税についても適用される場合には、租税条約において限度税率の適用がある配当等または譲渡収益を事業税の課税標準に含めないこととしております。

第六条は、双方居住者の取り扱いを規定しております。租税条約によつては、日本国の居住者であり、同時に相手国の居住者でもある個人について、政府間の協議により、いずれの国の居住者であるかを定めることとしていたものがあつたが、かような場合、政府間の協議の結果、相手国の居住者とみなされた者は日本の国内税法上非居住者として取り扱おうという趣旨であります。こうして非居住者とされた者に対しては、前述したところにより、その取得する配当等または譲渡収益につき条約に定める限度税率が適用されることとなります。

第七条は、日本国と条約の相手国との間で、地方税にかかる協議または合意を行なう場合の日本側における国税当局と地方税当局との調整について規定しております。すなわち、大蔵大臣は、地方税にかかる事項につき相手国と協議または合意を行なう場合には、あらかじめ自治大臣と協議し、自治大臣は必要に応じ関係地方公共団体の意見を聞くこととしていたものであります。

第八条は、相手国から徴税の嘱託を受けたときは、国税徴収の例により、相手国の租税を徴収する旨を定めたものであります。

第九条は、実施規定を大蔵省令、自治省令で定めることができる旨の規定であります。

以上簡単にございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(丸茂重貞君) 本案の自後の審査は後日

に譲ることといたします。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、衆議院大蔵委員長代理理事倉成正君から趣旨説明を聴取いたします。倉成正君。

○衆議院議員(倉成正君) ただいま議題となりました昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。この法律案は、去る二月二十八日、衆議院大蔵委員会において起草、提出いたしましたものであります。

予約米減税については、昭和三十年以来毎年单独の特例法を制定して、これを実施してきたところでありましたが、昨今の米をめぐる情勢は著しい変化を遂げ、配給米確保の心配の消滅したことはもちろんのこと、余剰米対策が真剣に議論されることとなり、米麦中心から脱却した総合農政の新しい展開を検討せざるを得ない事態に立ち至つたのであります。したがって、予約米減税は今後はこれを打ち切りざるを得ないものと思われませんが、当面、昭和四十三年産米については、経過的に農業所得者の負担の激変を緩和して、農村の動揺と不安を必要にもたらさずことがないよう配慮を加える必要があると考えますので、次のような法的措置を講じようとするものであります。

すなわち、第一に、出荷調整対策の円滑な実施に資するため、いわゆるおそ出し奨励金について、その支給対象となる米穀の生産者に対して、奨励金の額に見合う所得を非課税とする特例を設けることとしております。なお、この特例は、いわゆるおそ出しの奨励期間中に政府に売り渡した米穀の全部について、予約の有無にかかわらず適用されることになっております。

第二に、税負担の激変を緩和するため、昭和四十三年産米穀について、個人及び農業生産法人

が、事前売り渡し申し込みに基づいて生産区域の別に応じ一定時期までに政府に対し売り渡した場合、その米穀にかかる所得税及び法人税について、百五十キログラム、すなわち、一石当たり七百円を非課税とする経過的特例を設けることとしたしております。

なお、本案による国税の減収額は約十四億円と見積もられるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、福田大蔵大臣より、直ちに賛成しがたいが、負担の激変を緩和するための昭和四十三年産米の特例的経過措置であるとして、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の趣旨とその概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(丸茂重貞君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○野上元君 この理由の中に、「農業所得者の負担の激変を緩和し」とありますが、これはどのくらい減収するのですか。一番多い例はどのくらいですか。全部で十四億ですね。

○衆議院議員(倉成正君) 昨年の国税の減収額が、大体三十万戸で二十億ということでございます。したがって、これが時期別格差が千七百円、千五百円、千三百円、千二百円と四段階に分かれておりましたので、非常に多くこの時期別格差の金をもたらせておられる人たちについては、この制度がないとなりまして負担が重くなる。そこで、この四段階ありまして千七百円から千二百円までのものを単純平均しまして千四百円になります。これのまあ半分を一律に非課税とする、こういう考え方でございます。

なお、地方税を申し上げましょうか。

○野上元君 もういいです。

○委員長(丸茂重貞君) 別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸茂重貞君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十四分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、入場税減免に関する請願(第三七五号)(第三七六号)(第四四一号)(第四四二号)(第四四三号)

一、支那事変国債償還に関する請願(第四二五号)

第三七五号 昭和四十四年一月二十七日受理

入場税減免に関する請願

請願者 岩手県盛岡市開運橋通三ノ三九岩手県環境衛生同業組合団体連絡協

議院内 及川辰一外一名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三七六号 昭和四十四年一月二十七日受理

入場税減免に関する請願(二通)

請願者 札幌市南四條西三ノ一札幌松竹座

内 金子清次郎外一名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四一号 昭和四十四年一月二十九日受理

入場税減免に関する請願(十一通)

請願者 札幌市南五條西七丁目 佐藤一四

外十名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四二号 昭和四十四年一月三十日受理

入場税減免に関する請願(二通)

請願者 兵庫県相生市相生一ノ二ノ一四

松浦正吾外一名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四三号 昭和四十四年一月三十日受理

入場税減免に関する請願

請願者 愛知県一宮市上本町通五ノ三五

伊藤勤

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第四四四号 昭和四十四年一月二十九日受理

支那事変国債償還に関する請願

請願者 鹿児島県揖保郡山川町山川町郷友

会内 木下久一

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特殊整理資金特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 国有財産特殊整理資金特別会計法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定国有財産整備特別会計法

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第十五号)第五条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二条中「大蔵大臣」の下に「運輸大臣及び建設大臣(以下「所管大臣」という。))を加え、同条に次の一項を加える。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては大蔵大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所

管大臣の全部又は一部が行なうものとする。
第三条を次のように改める。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、特定国有財産整備計画の実施により処分(他の会計に対し有償で行なう所管換、所屬替その他の所屬の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所屬する資産の処分による収入金、法令の規定による負担金で特定国有財産整備計画の実施に伴い徴収するもの、一般会計からの繰入金、借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条及び第五条を削る。

第六条の見出しを(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)に改め、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「歳入歳出予算計算書」の下に「繰越明許書要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」といふ。))」を、「作成」の下に「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条第二項各号を次のように改める。

一 歳入歳出予算計算書等

二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予算額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗

状況等に関する調査

第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条の見出し中「作成」の下に「及び送付」を加え、同条中「大蔵大臣」を「所管大臣」に改め、「作成」の下に「大蔵大臣に送付し」を加え、同条を第八条とする。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 債務に関する計算書

第十二条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十一条 この会計において、特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要があり、かつ、当該特定の国有財産の取得に伴い不用となる国有財産の処分による収入金をもつて償還することとができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、当該収入金の収入見込額の範囲内で、この会計の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(借入限度の繰越し)

第十二条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲

内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ、

第十三条を削り、第十四条を第十七条とし、同条の前に次の四条を加える。

(一時借入金等)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ、

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ、

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをした日から一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一般会計との間における所管換等)

第十六条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所屬するものは、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 この会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち庁舎その他の施設の用に供すべきものは、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

3 次の各号に掲げる場合には、この会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所屬替をする場合

二 第一項の規定によりこの会計に所管換又は所屬替をした国有財産をその処分が行なわれるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するため必要がある場合において、一般会計に所屬する国有財産をこの会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、この会計又は一般会計に所屬する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又はこの会計に所管換若しくは所屬替をし、又は使用をさせるとき。

4 一般会計とこの会計との間において所管換をする場合には、国有財産法第十二条の規定は、適用しない。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第二条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「特定の庁舎等」を「庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産」に改め、「実施して」の下に「国有財産の」を加え、「使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利

便の増進を、活用を図り、公共の利益の増進と公務の能率の向上に改める。

第二條第一項中「行政財産」を「国有財産」、「行政財産」、「公共用財産」に、「第三條第二項」を「第二條第一項、第三條第二項」に、「行政財産」を「国有財産、行政財産、公共用財産」に改め、同條第二項中「これに附帯する工作物その他の施設（以下「附帯施設」という。）」を「その附帯施設」に改め、同條第四項を削る。

第五條及び第六條を次のように改める。

（特定国有財産整備計画）

第五條 大蔵大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をするところが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見をきいて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行なう所管換及び所屬替を含む。以下同じ。）をするための当該国有財産の取得及び処分

二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）を取得するための当該国有財産の取得及び処分（当該取得に係る建物等とあわせて取得すること

得に係る建物等とあわせて取得することと必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。）

（特定国有財産整備計画に係る事業の実施）

第六條 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業として行なう建築物の營繕及びその附帯施設の建設は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第九條の二第一項の規定の適用については、同項第三号ロに掲げる特別会計に係る建築物の營繕及びその附帯施設の建設に該当しないものとする。

二 前項の国有財産の取得に関する事業のうち、空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の規定により運輸大臣が設置する公共用飛行場（当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む。）に係るもの及び官公庁施設の建設等に関する法律第九條の二の規定により建設大臣が行なうものの以外のもので、政令で定めるところにより、大蔵大臣が行なう。

附則

一 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二 国有財産特殊整理資金特別会計の昭和四十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

三 昭和四十三年度内に使用されなかつた国有財産特殊整理資金の残額は、同年度の国有財産特殊整理資金特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金として、昭和四十四年度の特定国有財産整備特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

四 昭和四十三年度における一般会計の歳出予算のうち、次に掲げる経費で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。

一 第二條の規定による改正前の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五條の規定による特定庁舎等特殊整備計画により取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費

二 国有財産である庁舎その他の施設を処分し、当該処分に係る収入金額の範囲内において当該処分の相手方から取得する当該施設に代わる施設の取得に要する経費

五 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一條の規定により昭和四十四年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十三年度の同会計の歳入歳出決算上の剰余金のうち、同項第一号の経費に係る繰越額に相当する金額は、特定国有財産整備特別会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れるものとする。

六 附則第四項第一号の特定庁舎等特殊整備計画並びに同項第二号の施設の取得及び処分に関する政令で定める計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業で、この法律の施行の際まだ完了していないものに係る一般会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

七 前項に規定する計画で当該計画の実施による特定庁舎等又は施設の取得及び処分に関する事業がこの法律の施行の際まだ完了していないものは、第二條の規定による改正後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五條の規定による特定国有財産整備計画とみなして、改正後の同法及び特定国有財産整備特別会計法の規定を適用する。

八 附則第四項第二号に規定する施設でこの法律の施行前にその取得に係る契約につき予算をもつて国会の議決を経たものについて、特定国有財産整備特別会計法第十六條第二項の規定により一般会計に所管換をする場合には、国有財産法第十三條第二項の規定は、適用しない。

九 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号を次のように改める。
三十一 特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得及び処分に関すること。
第十條第二十三号を次のように改める。

二十三 特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得及び処分に関すること。
運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第十二号の次に次の一号を加え、同條第二項中「第十三号」を「第十二号の二」に改める。
十二の二 特定国有財産整備特別会計の經理を行なうこと。
建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十七号を次のように改める。
二十七 特定国有財産整備特別会計の管理に関すること。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、入場税減免に関する請願（第四九六号）

第四九六号 昭和四十四年二月三日受理
入場税減免に関する請願（四通）

請願者 山形市本町二ノ三ノ三八山形県興行環境衛生同業組合内 遠藤栄司
外三名
紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、國稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案
関稅定率法等の一部を改正する法律

(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物の全部について簡易税率表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

第三条の二 第二項中「第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「簡易税率」を「前項の簡易税率表の税率」に改め、同号を同項第三号とする。

第四条第四項中「大蔵大臣により」を「大蔵省令で」に改める。

第六条中、「第十一号」を削る。

第十一条中、「当該輸入貨物の関稅の額に」を削り、「課稅價格の当該輸入貨物の課稅價格に対する割合を乗じて算出した」を「関稅の」に改める。

第十三条第七項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「場合は、この限りでない」を「場合には、その関稅を徴收しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関稅を軽減することができる」に改める。

第十四条第十二号を次のように改める。

十二 削除

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(外国で採捕された水産物等の減稅又は免稅)

第十四条の三 本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるところで輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関稅の額との差額以内において、その関稅を軽減することができる。

第十五条第一項第四号中「大蔵大臣が指定したもの」を「大蔵省令で定めるところ」に改める。

第十七条第三項中「当該各号」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関稅を徴收する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には」とあるのは、「災害その他やむを得ない理由により当該貨物が第十七条第三項に規定する場合に該当することとなつた場合にお

いて、変質し、又は損傷したときは」と読み替へるものとする。
第十七条の二 第三項中「第十三条第七項ただし書」を「前条第四項」に改める。
第十八条第三項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関稅を徴收する場合について準用する。この場合において、同条第七項ただし書中「税関長の承認を受けて減却された」とあるのは、「政令で定めるところにより他の船舶の用に供された」と読み替へるものとする。
第二十条の二 第三項に次の後段を加える。

この場合においては、第十三条第七項ただし書の規定を準用する。

別表の関稅率表の解釈に關する通則の備考中4を5とし、3の次に次のように加える。
4 この表において「課稅價格」とは、從量稅品にあつては、第四条の規定に準じて算出した價格とする。

別表第三〇・一〇号中

(一) その他のもの

(二) その他のもの

A にしん(クルベア属の魚)及びその卵、たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コララピス属の魚)

B その他のもの

改める。

別表第三〇・一五号中

六 その他のもの

六 乾燥した血
七 その他のもの

改める。

二 その他のもの

(一) 小売容器入りのもの
(二) その他のもの

A 粉砕し又は混合してないもの
(a) しょうが

B 粉砕し又は混合したもの
(a) しょうが

(b) その他のもの

(b) その他のもの

一五%
一〇%
無稅

を

に

を

に

を

二 しょうが（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。）		一五%
三 その他のもの		二〇%
(一) 小売容器入りのもの		
(二) その他のもの		
A 粉碎し又は混合してないもの		一〇%
(a) しょうが		無税
(b) その他のもの		
B 粉碎し又は混合したもの		一五%
(a) しょうが		一〇%
(b) その他のもの		

改める。
別表第二部第二三類の備考を次のように改める。

備考
第一三・〇三号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

別表第一六・〇二号中 「二 その他のもの」		二五%
二 動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		無税
三 その他のもの		二五%

改める。

二 ガーネット		
(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円		無税
(二) その他のもの		一キログラムにつき五円

二 ガーネット		
(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円以下のもの		無税
(二) その他のもの		一キログラムにつき五円

別表第二九・三五号中 「一〇 その他のもの」		二〇%
------------------------	--	-----

一〇 酒石酸デキストロー（パラメトキシベンジル）二一メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロー三ーヒドロキシ一Nーメチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロー三ーメトキシ一Nーメチルモルヒナン及び三・四ージメチル一五ーアミノイソオキサゾール		二〇%
一一 その他のもの		二〇%

改める。

別表第二九・四二号中 「(一) カフェイン」		二五%
------------------------	--	-----

(一) カフェイン		無税
A カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九四%以下のもの		二五%
B その他のもの		二〇%
(二) その他のもの		二〇%
(三) テオブロミン		無税
(四) その他のもの		二〇%

改める。

別表第三〇・〇三号中 「(一) 小売用の形状又は包装にしたもの」		二五%
(一) 小売用の形状又は包装にしたもの		無税
A 加熱人血漿たんばく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤		二五%
B その他のもの		二五%

改める。

別表第六部第三三類の備考2を次のように改める。		
2 第三三・〇四号の細分において「アルコール分」とは、温度一五度において原容量一〇〇分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。		

別表第七〇・一九号を次のように改める。		
七〇・一九		
ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ）		

一 ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金屬又はこれをめつきた金銀を用いたものを除く。）

二 その他のもの

二〇%
二一〇%

別表第一四部第七一類の注の次に次の備考を加える。

備考

この類において「棒」及び「形材」又は「板」及び「帯」とは、第七四類の注2 (b)又は(c)に規定する棒及び形材又は板及び帯をいう。

別表第八七・〇二号中

(二) ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの

四〇%

別表第八七・〇二号中

(一)	ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの	一七・五%
(二)	ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの	一七・五%

改める。

別表第八九・〇一号を次のように改める。

八九・〇一	船舶（この類の他の号に該当するものを除く。）	
一	総トン数が一〇、〇〇〇トン以上のもの	無税
二	その他のもの	一五%

別表第八九・〇四号を次のように改める。

八九・〇四
解体用船舶

別表の附表を次のように改める。

附表
簡易稅率表

番 号	品 名	税 率	第二欄の物品の関 税率表の番号
一	砂糖	一キログラム につき六七円 五〇銭	第一七・〇一 号、第一七・ 〇二号の四又 は第一七・〇 五号の一の (一)

アルコール飲料			
(1) ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。）			第二二・〇九号の一のイ
A	一リットルの課税価格が一、三〇〇円をこえるもの	一リットルにつき五、〇〇〇円	
B	一リットルの課税価格が七〇〇円をこえ、一、三〇〇円以下のもの	一リットルにつき三、七〇〇円	
C	その他のもの	一リットルにつき二、九〇〇円	
(2) バーボンウイスキー			第二二・〇九号の一のロ
A	一リットルの課税価格が七五〇円をこえるもの	一リットルにつき二、五〇〇円	
B	その他のもの	一リットルにつき一、二〇〇円	
(3) ブランデー（コニャックを含む。）			第二二・〇九号の一のロ
A	一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円をこえるもの	一リットルにつき三〇、〇〇〇円	
B	一リットルの課税価格が七、〇〇〇円をこえ、一〇、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一八、三〇〇円	
C	一リットルの課税価格が五、〇〇〇円をこえ、七、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一五、三〇〇円	
D	一リットルの課税価格が二、八〇〇円をこえ、五、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき九、〇〇〇円	
E	一リットルの課税価格が一、五〇〇円をこえ、二、八〇〇円以下のもの	一リットルにつき六、〇〇〇円	
F	一リットルの課税価格が七〇〇円をこ		

(4) 写真機及び撮影機（使用フィルム幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。） (5) 一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえる腕時計、懐中時計その他の携帯時計（ストップウォッチ及び前号に掲げるものを除く。） (6) さんご、ぞうげ又はべつここの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの (7) メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。）で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	は第七一・一六号の一 第九〇・〇七号の一の（又は第九〇・〇八号の一の） 第九一・〇一号の二 第九五・〇一号の一、 第九五・〇三号の一 又は第九五・〇五号の一 第九八・一〇号
六 その他のもの	一〇％

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十二条の二」に改める。

第二条第一項第十一号中「別表第一に掲げる港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港」に改め、同号ただし書を削り、同項第十二号中「別表第二に掲げる空港」を「貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港」に改める。

第四条第三号の二中「販売の目的をもたない展示品（保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品を除く。）第三十四条」を「のりち、保税展示場における販売を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十四条）に改め、同条第四号中「保税上屋」を「外貿埠頭公団の所有に係る指定保税地域、保税上屋」に改

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第四条第三号の二中「(販売の目的を

第四条第三号の二中「販売の目的をもたない展示品（保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品を除く。）、第三十四条」を「のうち、保税展示場における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十四条）に改め、同条第四号中「保税上屋」を「外貿埠頭公団の所有に係る指定保税地域、保税上屋」に改

め、同条第六号を次のように改める。

六 第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知がされた郵便物(次号に掲げるものを除く。)当該通知がされた時

第四号第八号中「貨物」の下に「又は第七十六条第三項の規定による通知がされないで輸入された郵便物」を加える。

第七条の二第二項中「更正があるまでは」を「更正(以下この項及び次条において「更正」という。)があるまでは」に改め、「第七条の四第一項若しくは第三項の規定による」を削る。

第七条の三第一項中「納付すべき税額」の下に「(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)を加え、許可があるまでは」を許可があるまでは又は当該許可の日から一年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して一年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれかおそい日までの間)に限り」に改め、「その申告に係る税額等」の下に「(当該税額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)」を加え、「次条第一項の規定による」を削り、同条第二項中「次条第一項の規定による」を削り、「その更正を更正」に改める。

第十三条第一項中「納税義務者が納付した関税又は滞納処分費を」を「関税(滞納処分費を含む。以下この条において同じ。に改め、同条第二項中「還付する場合においては、当該関税又は滞納処分費が納付された日」を「還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合」に改め、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、「第七項の規定により」を削り、「還付すべき」を「還付し、又は充当すべき」に改め、同項に次の各号を加え、同条第六項中「又は滞納処分費」を削る。

一 更正若しくは第七条の四第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。) 当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税の前条第七項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した関税(当該関税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 前二号に掲げる過納金以外の関税に係る過納金 その過納金となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

第二十四条第二項中「船舶」の下に「又は航空機」を加える。

第三十一条第一項後段を削る。

第三十四条中「外国貨物」の下に「第四十一条の二(外貿埠頭公団の所有に係る指定保税地域)」を加える。

第三十六条中「第三号及び第四号」を「第二号」に改める。

第三十七条第一項中「又は日本国有鉄道」を、日本国有鉄道又は外貿埠頭公団に改める。

第三十八条第一項中「及び日本国有鉄道」を、日本国有鉄道及び外貿埠頭公団に改め、同条第四項中「管理者」の下に「(外貿埠頭公団法(昭和四十二年法律第二百五号)第三十三条(岸壁等の貸付

け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者を含む。)」を加える。

第四十条第一項中「左の各号」を「第一号に掲げる行為であらかじめ税関長に届け出たもの又は第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ

二 見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為

第四章第二節第四十一条の次に次の一条を加える。

(保税上屋についての規定の準用)

第四十一条の二 第四十五条(保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務)の規定は、外貿埠頭公団の所有に係る指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項中「当該保税上屋の許可を受けた者」とあるのは、「外貿埠頭公団法第三十三条(岸壁等の貸付け)の規定により岸壁等の貸付けを受けた者」と読み替へるものとする。

第六十二条の二第三項中「その蔵置、展示、使用その他の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 積卸、運搬又は蔵置

二 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ

三 展示又は使用

四 前三号に掲げる行為に類する行為

第六十二条の三第四項中「保税展示場に蔵置を」を「保税展示場において積卸、運搬若しくは蔵置をし、又は内容の点検若しくは改裝、仕分けその他の手入れであらかじめ税関長に届け出たものを」に改める。

第八十四条第五項中「著しく腐敗し、若しくは変質した」を「腐敗、変質その他やむを得ない理由により著しく価値が減少した」に改める。

第八十九条第二項中「二月」を「二月」に改める。

条九十六条の見出し中「税関空港」の下に「の港域」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第一百一条第一項中「輸出」の下に「(第七十五条(外国貨物の積みもどし)に規定する積みもどしを含む。次条第一項において同じ。)」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の期間は、一月一日を起算日として計算する。

第一百五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 輸出された貨物で関税率法第十一条(加工等のため輸出された貨物の減税)に規定するものについて、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること

第一百五条第五号中「蔵置にあつては、第六十二条の三第三項の税関長の定めた期間を経過して蔵置した場合に限る」を「第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとされている行為を除く」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「又は第十二条の第二項」を削り、同条第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「イタコン酸の製造」を削り、同項第四号中「揮発成分」を「揮発分」に改め、同条第三項第一号中「又は第十二条の第二項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第七条の七 加工又は組立てのため、昭和四十五年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次の表の上欄に掲げる関税率法別表の番号に該当する同表の下欄に掲げる製品(政令で定める貨物を原料又は材料とし、その輸出の許可の日から一年(一年をこえることがやむを得ないとき、一年をこえる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年をこえる税関長が指定する期間)以内に輸入されるもの)については、政令で定めるところにより、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の関税の額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

関税率法別表の番号	製 品
第八四・一五号の一	電気冷蔵庫
第八四・五五号	コアメモリブレン
第八四・六二号の二	ベアリング(外径が九ミリメートルに満たないものに限る。)用の外輪及び内輪
第八五・二二号の一	受信用真空管(ST管を除く。)
第八五・二二号の二	ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ、ゲルマニウムダイオード及びシリコンダイオード

第八五・二二号の三

表示放電管、受信用真空管(ST管を除く。)用又は表示放電管用の電極(組み立てたものに限る。)及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃

第九一・〇九号の二

腕時計の側及びその部分品(厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帯を含む)製のものに限る。)

第八条第一項を次のように改める。

別表に掲げる物品で次の各号に掲げる期間内に輸入されるものに課する関税の率は、当該各号に掲げる同表の欄に定めるところによる。

一 昭和四十四年四月一日から同年十二月三十一日まで 別表の税率の欄の上欄

二 昭和四十五年一月一日から同年三月三十一日まで (原油及び関税率法別表第二七・一〇号の一の四に掲げる重油及び粗油にあつては、昭和四十六年三月三十一日まで) 別表の税率の欄の下欄

第十条中「場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき」を「承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から」に改め、「当該承認を受けた者から」を削り、「この場合において、」の下に「当該承認を受けた物品につき」を加える。

第十一条第一項中「第五号(税関職員の特権)」を「第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の特権)」の規定は、輸出された貨物で第七条の七に規定するものについて、同法第五号第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の特権)」に改め、「場合について」の下に「、それぞれ」を加える。

第十二条の二第二項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項において準用する関税率法第五号第一項第四号の二(加工等のため輸出された貨物に係る税関職員の特権)の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一号若しくは第十二号の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同号若しくは第十一号若しくは第十二号の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による税関職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

ルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	六〇%	六〇%
一 バナナ	一六%	一四%
（一） 生鮮のもの	六〇%	六〇%
（二） 干しバナナ	一六%	一四%
三 なつめやしの実のうち		
乾燥のもの		
（一） 課税価格が一キログラムにつき三五円をこえるもの	無税	無税
（二） その他のもの	五%	五%
四 その他のものうち		
カシューナット以外のもの	一六%	一四%
ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）		
四 その他のものうち		
（一） 甘扁桃	一三%	一二%
（二） ヘーゼルナット	一六%	一四%
核果（生鮮のものに限る。）	一六%	一四%
一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	六〇%	六〇%
一 バナナ		
乾燥果実（第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。）のうち	六〇%	六〇%
（一） プルーン	一三%	一二%
（二） その他のものうち干しがき以外のもの	一八%	一七%
メロンの皮及びかんきつ類の果皮（生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。）	四%	三・五%
コーヒー（いつてであるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物		

品名	税率	品名	税率
一 コーヒー	無税	一 コーヒー	無税
(一) コーヒー豆(いつてないものに限る。)			
こしよう属のベツパー及びとうがらし属又はピメンタ属のビメント			
二 その他のもの	一一%		
(一) 粉碎し又は混合したもの			
アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種			
二 その他のもの	八%		
(一) 粉碎し又は混合したもの			
タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料			
二 しょうが(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。)	二五%		
三 その他のもの	二五%		
(一) その他のもの			
A 粉碎し又は混合してないもの			
(a) しょうが	八%		
B 粉碎し又は混合したもの			
(a) しょうが	一一%		
小麦及びメスリンのうち	無税		
小麦	無税		
大麦及びばだか麦のうち	無税		
大麦	無税		
とうもろこしのうち	無税		
関稅定率法第一三条第一項の規定の適用を受け ないもの			
(1) 当該年度における国内需要見込数量から 国内生産見込数量を控除した数量を基準 とし、国際市況その他の条件を勘案して 政令で定める数量以内のもの			
(i) 糖化用のもの(政令で定めるところに より、使用され、かつ、販売の用に供 されるものに限る。)	無税		
(ii) その他のもの	一〇%		
(2) その他のもの	無税		

一〇・〇六	米	無税	二三%	無税	二三%
一一・〇三	豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。)の粉	無税	二三%	無税	二三%
一二・〇一	採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうかを問わない。)	無税	二三%	無税	二三%
	一 大豆	無税	二三%	無税	二三%
	二 落花生	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
	七 サフラワリーの種	四%	三・五%	四%	三・五%
一二・〇七	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、碎き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)	四%	三・五%	四%	三・五%
	一二 その他のもののうち	八%	七%	八%	七%
	キューベ根以外のもの	八%	七%	八%	七%
一二・〇八	ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。)及び主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの	八%	七%	八%	七%
	三 その他のもの	八%	七%	八%	七%
一三・〇二	セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	八%	七%	八%	七%
	三 セラックその他の精製ラック	八%	七%	八%	七%
一四・〇一	穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とうり、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料	無税	無税	無税	無税
	四 その他のもののうち	無税	無税	無税	無税
	葛芋	無税	無税	無税	無税
一四・〇五	植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	無税	無税	無税	無税
	四 その他のもののうち	無税	無税	無税	無税
	除虫菊かす	無税	無税	無税	無税
一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの	無税	無税	無税	無税
	一 豚脂	無税	無税	無税	無税
	(一) ラード	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭
	(二) その他のもの	三%	二%	三%	二%
	A 酸価が二をこえるもの	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭
	B その他のもの	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭	一キログラムにつき一三八〇銭
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。)	四%	三・五%	四%	三・五%
	一 ウールグリース	四%	三・五%	四%	三・五%
一五・〇七	植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。)	四%	三・五%	四%	三・五%
	一 大豆油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	二 落花生油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	三 菜種油及びからし種油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	四 ひまわり油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	五 綿実油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	八 パーム油及びパーム核油	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭	一キログラムにつき二〇〇銭
	一四 その他のもの	九・二%	八・八%	九・二%	八・八%
一五・一〇	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	一二%	一〇・五%	一二%	一〇・五%
	二 ステアリン	一二%	一〇・五%	一二%	一〇・五%
	三 その他のもの	一二%	一〇・五%	一二%	一〇・五%
一五・一六	植物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。)	五%	五%	五%	五%
	一 カルナバろう	五%	五%	五%	五%

一六・〇二	肉又はくず肉その他の調製品	一八%	一七%
一六・〇四	魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）	一六%	一四%
	一 キャビア及びその代用物	一八%	一七%
	二 その他のもののうち	一八%	一七%
	(1) 魚卵以外のもの	一六%	一四%
	(2) 魚卵（にしん（クルペア属の魚）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のものを除く。）	一六%	一四%
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品	一二・五%	一七%
	一 くん製のもののうち	一八%	一七%
	えび	一二・五%	一七%
	二 その他のもの	一八%	一七%
一七・〇四	砂糖菓子（ココア含有するものを除く。）	三五%	三五%
	二 その他のもの	無税	無税
一八・〇一	カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）	一六%	一四%
一八・〇三	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）のうち	七・四%	六・六%
	脱脂してないもの	一六%	一四%
一八・〇四	カカオ脂	無税	無税
一九・〇二	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココア含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	二三%	二二%
	二 その他のもののうち	二三%	二二%
二〇・〇一	ケーキミックス以外のもの	二三%	二二%
	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）	二三%	二二%
	一 砂糖を加えたもの	二三%	二二%
	二 その他のもの	二三%	二二%
二〇・〇二	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	二三%	二二%

二二・一〇	食酢及びその代用物 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	につき三二〇円	につき二八〇円
二二・〇七	二 その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの（小売容器入りのもの（気密容器入りのものを除く）に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。）	二〇％	一七・五％
二二・〇四	天然黒鉛 二 その他のもののうち 全重量の五〇％以上のものが政令で定める規格による二九七ミクロンのふるいを通過するもの (1) 課税価格が一キログラムにつき四 五円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき四 五円をこえ、四九四五〇銭以下の もの	二〇％ 一〇％	二〇％ 一〇％
二二・〇七	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード） 二 その他のもののうち エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％
二二・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％
二二・〇四	二 その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの（小売容器入りのもの（気密容器入りのものを除く）に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。）	二〇％	二〇％
二二・〇七	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード） 二 その他のもののうち エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％
二二・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％
二二・〇四	二 その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの（小売容器入りのもの（気密容器入りのものを除く）に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。）	二〇％	二〇％
二二・〇七	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード） 二 その他のもののうち エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％
二二・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 四 その他のもののうち エチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） 三 その他の他のもの	一六・八％ 一六・二％	一六・二％ 一六・二％

二五・二一	(2) その他のもの 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び炭酸バリウム（毒重石）焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。） 一 硫酸バリウム（重晶石） (一) 粉末のもの A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六％以上のもの B その他のもの	一〇％	一〇％
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。） 一 マグネシアクリンカー 金属鉍（精鉍を含む）及び焼いた硫化鉄鉍 四 マンガン鉍 (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの (i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九％をこえるもの (ii) その他のもの	一〇％ 八％	一四％ 七％
二六・〇一	無税	無税	無税
二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。）	一・五％ 乾燥重量一トンにつき 二、四〇〇円 一キロリットルにつき 六四〇円	一・五％ 乾燥重量一トンにつき 二、四〇〇円 一キロリットルにつき 六四〇円
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。） (一) 揮発油 A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留温度と減失量加	一・五％ 乾燥重量一トンにつき 二、四〇〇円 一キロリットルにつき 六四〇円	一・五％ 乾燥重量一トンにつき 二、四〇〇円 一キロリットルにつき 六四〇円

算九五%留温度との温度差が二度以内のもの B その他のもの (b) その他のもののうち (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの (2) アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの (3) ヘプタン系溶剤（政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度が九二度以上で、減失量加算九五%留温度が一〇〇度以下のものに限る。） (四) 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。） (2) その他のもの B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの		一六%	一四%
一キロリットルにつき 六四〇円 一キロリットルにつき 六四〇円	一キロリットルにつき 六四〇円 一キロリットルにつき 六四〇円	一キロリットルにつき 六四〇円 一キロリットルにつき 六四〇円	一キロリットルにつき 六四〇円 一キロリットルにつき 六四〇円
無税	無税	無税	無税

二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス	無税	無税	二七・二三	液化石油ガス（アンモニアの製造に使用するものに限る。）	無税	無税	二七・二四	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税
二七・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	無税	無税	二七・二二	液体メタンガス</										

二八・三〇	三 その他のもの 塩化物及びオキシ塩化物	二二%	一〇・五%
二八・三二	四 その他のもの 塩素酸塩及び過塩素酸塩	二二%	一〇・五%
二八・三五	二 その他のもの 硫化物及び多硫化物	二二%	一〇・五%
二八・三八	二 硫酸水銀以外のもの 硫酸塩（みょうばんを含む）及び過硫酸塩	八%	七%
二八・三九	五 その他のもの 亜硝酸塩及び硝酸塩	二二%	一〇・五%
二八・四〇	二 硝酸ナトリウム 三 その他のもの 三 その他のもの 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩 二 その他のもの りん酸アンモニウム (1) 当該年度におけるりん酸アンモニウム（この表の関稅定率法別表の番号第三一・〇五号に掲げるものを含む。）の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下「りん酸アンモニウム」といふ。）に政令で定める数量とするものに限る。 (2) その他のもの	二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二% 二二%	一〇・五% 一〇・五% 一〇・五% 一〇・五% 一〇・五% 一〇・五% 一〇・五%
二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの 一 ソーダ灰 (一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	無税 無税 無税	無税 無税 無税

二八・四七	七 その他のもの クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	一二%	一〇・五%
二八・五二	一 過マンガン酸カリウム 二 その他のもの トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。） 四 その他のもの 硝酸ランタン	一六% 一二% 無税 無税	一四% 一〇・五% 無税 無税
二八・五六	炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物 二 その他のもの 炭化水素 二 不飽和五環式炭化水素 (一) その他のもの イソブレン 三 芳香族炭化水素 (一) キシレンのうち オルト・キシレン 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 キシレン・スルホン及びキシレン・スルホン 二 その他のもの 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 芳香族アルコール及びその誘導体 (一) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール (二) その他のもの (三) その他のもの (一) テルピネオール、メントール及びボルネオールのうち テルピネオール及びボルネオール (二) その他のもの	八% 無税 	

二九・〇六	フェノール及びフェニルアルコール 三 多価フェノール 四 その他のもの	一六％ 一六％ 一四％
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェ ノール、エーテルアルコールフェノール、アル コールペロキシド及びエーテルペロキシド並 びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 アニソール、アネトール、ジフェニルエー テル、オイゲノール、イソオイゲノール及 びアンブレタムスク 三 その他のもの アセチル、ヘミアセチル並びに単一又は混成 の酸素官能のアセチル及びヘミアセチル並び にこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 その他のもの アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒ ドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一 又は混成の酸素官能のアルデヒド 二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、 シンナムアルデヒド、アルファアミルシ ンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、 ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトローピ ン、バニリン及びエチルバニリン ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケト ンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアル コール、キノンフェノール、キノンアルデヒドそ の他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノ ン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 （丙） その他のもののうち しよう腦 二 その他のもの （丁） その他のもの 一塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸	一六％ 一六％ 一四％ 二〇％ 一七・五％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 無税 無税 一六％ 一四％
二九・一二	過酸化物質及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体 二 ステアリン酸及びオレイン酸 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、 酸過酸化物質及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘 導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ トロソ化誘導体 一 しゅう酸 アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェ ノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並 びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸 化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、 スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ 化誘導体 一 アルコール酸及びその誘導体 （一） 乳酸 （二） フェノール酸及びその誘導体 （三） アセチルサリチル酸 （四） アミン官能化合物 （五） その他のもの （六） アミド官能化合物 （七） その他のもの （八） イミド官能化合物及びイミン官能化合物 （九） その他のもの 有機いおり化合物 四 その他のもの その他のオルガノインオルガニック化合物のうち トリエチルアルミニウム 複素環式化合物及びヌクレイン酸 一 フルフラール 二 ビリジン及びニコリン 八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザ ルトリッド、アンブレタトリッド及びクマリン 一一 その他のもの （十二） トリエチレンジアミン	二二％ 一〇・五％ 一一％ 一〇・五％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 無税 無税 一六％ 一四％ 四％ 三・五％ 二〇％ 一七・五％ 五％ 五％

	(2) Nメチルニピロリドン	無税	
二九・三六	(3) その他のもの	一六%	無税
二九・三八	スルホンアミド	一六%	
	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するものと並びにこれらの相互の混合物(溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。)		
	三 ビタミンB群及びその誘導体		
	(一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	一二%	一〇・五%
	(二) その他のもの	一二%	一〇・五%
二九・三九	四 ビタミンC及びその誘導体	一二%	一〇・五%
	ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの		
	四 性ホルモン及びその誘導体		
	(一) その他のもの	一六%	一四%
二九・四二	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
	三 その他のもの		
	(一) カフェイン		
	B その他のもの	二三%	二二%
	(二) その他のもの	一六%	一四%
三〇・〇三	医薬品(動物用のものを含む。)		
	四 その他のもの		
	(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	二〇%	一七・五%
	B その他のもの		
三〇・〇四	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品(医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この注3に掲げる物品を除く。)	一六%	一四%
三一・〇五	その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は		

三三・〇六	調製香料及び化粧品類 四 菌みがき 五 その他のもののうち ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線香	一二％ 一〇・五％	
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品	一二％ 一〇・五％	
三七・〇四	感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） 一 映画用フィルム （二）その他のもの C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。） D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一二％ 一〇・五％	
三七・〇六	映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。） 二 その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一二％ 一〇・五％	
三七・〇七	その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。） 二 その他のもの （一）フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの （二）フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの	一二％ 一〇・五％	
三八・〇七	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 二 バイン油 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油 一 ロジン 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指數向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤 一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤 化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。） 一 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン 一〇 その他のもののうち 電気用炭素ブラシの素材（黒鉛に金、銀、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。） ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロロ酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメ	四％ 三・五％	
三八・〇八			
三八・一一			
三八・一四			
三八・一九			
三九・〇二			

[illegible]

四四・二二	四四・二三	四四・一五	四四・二四	四四・二七	四四・二八
木毛及び木粉	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。）	二 桐のもの 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち	合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバレイその他これらに類する表面加工をしたものを除く。）	木製の家事用具	しよく合その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）
無税	無税	四%	一八%	一六%	一六%
三・五%	三・五%	三・五%	一七%	一四%	一四%
四六・〇三	四五・〇四	四八・〇二	四八・〇七	四八・一五	四八・二一
二 その他のもの 凝集コルク（凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。）及びその製品	二 その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接造形したものに限り。）及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品	一 人造プラスチック製のもの 手すきの紙及び板紙	紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	九 その他のもの 建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限り）とし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限り。） 四 その他のもの 帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバリーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー
一六%	一六%	二四%	二四%	一六%	一六%
一四%	一四%	二二%	二二%	一四%	一四%
一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%	一〇・五%

五八・一〇	メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。）のうち 綿製のレース	三三・二%	二八・七%
五九・〇一	ししゅう布（モチーフを含む。） ウオッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネッパ	八%	七%
五九・〇二	二 その他のもの フェルト及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） 二 フェルト製品	一七・六%	一六・四%
五九・〇四	ひも、網及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。） 五 その他のもの 漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は網で作つたものに限る。）並びに網及び網地（ひも又は網で作つたものに限る。）	八%	七%
五九・〇五	二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 糸、ひも、網又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。） 三 その他のもの メリヤス編物及びクロセ編物（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） 二 模様編みの組織を有するもののうち 綿製のもの（ラッセルレースを除く。） 手袋（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	一二%	一〇・五%
六〇・〇一	八・八%	八・二%	
六〇・〇二	二七・八%	二六・七%	
六〇・〇四	(1) 綿製のもの (2) その他のもの 下着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	一七・六%	一六・四%
六〇・〇五	二六・四%	二四・六%	
六二・〇一	クロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類 (二) その他のもの 男子用の外衣類 二 その他のもの (1) 綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート（使用してないものに限る。） (2) その他のもの 女子用又は乳幼児用の外衣類 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの (二) その他のもの ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの	二六・四%	二四・六%
六二・〇二	二二%	二一%	
六二・〇三	二二%	二〇・五%	
六二・〇四	二二%	二〇・五%	
六二・〇五	二六・四%	二四・六%	
六二・〇六	二二%	二〇・五%	
六二・〇七	二二%	二〇・五%	
六二・〇八	二六・四%	二四・六%	
六二・〇九	二二%	二〇・五%	
六二・一〇	二二%	二〇・五%	
六二・一一	二六・四%	二四・六%	
六二・一二	二二%	二〇・五%	
六二・一三	二二%	二〇・五%	
六二・一四	二六・四%	二四・六%	
六二・一五	二二%	二〇・五%	
六二・一六	二二%	二〇・五%	
六二・一七	二六・四%	二四・六%	
六二・一八	二二%	二〇・五%	
六二・一九	二二%	二〇・五%	
六二・二〇	二六・四%	二四・六%	
六二・二一	二二%	二〇・五%	
六二・二二	二二%	二〇・五%	
六二・二三	二六・四%	二四・六%	
六二・二四	二二%	二〇・五%	
六二・二五	二二%	二〇・五%	
六二・二六	二六・四%	二四・六%	
六二・二七	二二%	二〇・五%	
六二・二八	二二%	二〇・五%	
六二・二九	二六・四%	二四・六%	
六二・三〇	二二%	二〇・五%	
六二・三一	二二%	二〇・五%	
六二・三二	二六・四%	二四・六%	
六二・三三	二二%	二〇・五%	
六二・三四	二二%	二〇・五%	
六二・三五	二六・四%	二四・六%	
六二・三六	二二%	二〇・五%	
六二・三七	二二%	二〇・五%	
六二・三八	二六・四%	二四・六%	
六二・三九	二二%	二〇・五%	
六二・四〇	二二%	二〇・五%	
六二・四一	二六・四%	二四・六%	
六二・四二	二二%	二〇・五%	
六二・四三	二二%	二〇・五%	
六二・四四	二六・四%	二四・六%	
六二・四五	二二%	二〇・五%	
六二・四六	二二%	二〇・五%	
六二・四七	二六・四%	二四・六%	
六二・四八	二二%	二〇・五%	
六二・四九	二二%	二〇・五%	
六二・五〇	二六・四%	二四・六%	

六二・〇六	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの (二) その他のもの A 綿製のもの ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの (1) 綿製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの (二) その他のもの (1) 綿製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの 女子用のカラー、タッカード、ファラル、ボデイス フロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨーク その他これらに類する衣類の付属品及びトリミン グ 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編み のものを除く。） 一 手袋 ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベル ト、マフ、スリーププロテクター、ポケットその 他の衣類付属品（製品にしたものに限定。） 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若 しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は 真珠を用いたもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの ひざ掛け及び毛布のうち 綿製のものの以外のもの 六二・〇二 ベツドリネン、テーパーリネン、トイレットリネ ン及びキッチリネン並びにカーテンその他の室 内用品	二六・四％ 二四・六％ 一三・二％ 一二・三％ 二六・四％ 二四・六％ 二四％ 二二％ 二二％ 二〇・五％ 二〇％ 一七・五％ 二六・四％ 二四・六％ 一七・六％ 一六・四％ 二六・四％ 二四・六％ 二二％ 二八％ 二六・四％ 二四・六％ 一六％ 一四％
-------	--	--

六二・〇五	一 ししゅうしたものの、レース製のもの及び レースを用いたもの 二 その他のもの (一) 亜麻製又はラミー製のもの (二) その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの 紡織用繊維のその他の製品（ドレスボタンを含む）のうち 綿製のものの以外のもの 六四・〇二 はき物（本底が革製、コンボジションレザー製、 ゴム製又は人造プラスチック製のものに限定するもの とし、第六四・〇一に該当するものを除く。） 一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもの のうち 甲が革製のもの（本底が革製、ゴム製又 はコンボジション製のものに限定するもの とし、スリッパその他の室内用はき物を除 く。） 二 その他のもの (一) その他のもの はき物（本底がその他の材料製のものに限定。） はき物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かか とを含むものとし、金属製のものを除く。） 二 その他のもの 靴体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付 けてないものに限定。）並びにフェルト製のプラト ウ及びマンション（スリットマンションを含む。） 帽子（組んだもの及び組物その他の物品のスト リップで作つたものに限定するものとし、裏張りして あるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わ ない。） 二 その他のもの 帽子（ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロ セ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用 繊維の織物類（ストリップのものを除く。）で作つ たものに限定するものとし、裏張りしてあるか、又は	二六・四％ 二四・六％ 二四％ 二二％ 一七・六％ 一六・四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 二七％ 二七％ 一六％ 一四％ 一六％ 一四％ 二二％ 一〇・五％ 二〇％ 一七・五％ 二〇％ 一七・五％ 二〇％ 一七・五％
-------	---	--

六六・〇一	トリミングしてあるかどうかを問わない。 かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。)	二〇%	一七・五%
六六・〇二	つえ(登山用つえ及びシートスタックを含む。) むちその他これらに類する物品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金 属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの (一) 紅木、したん、こくたん又はびやくだん を用いたもの (二) その他のもの	一六%	一四%
六七・〇一	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	三二%	二八%
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 (1) 人造プラスチック製のもの (2) その他のもの	一六%	一四%
六七・〇三	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限り)及びかつらその他これに類する物品の製作用に調製した羊毛その他の獣毛	三一%	二九%
六七・〇四	二 獣毛 かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限り)及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。)	一六%	一四%
六七・〇五	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない。)	八%	七%
六八・〇一	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの (一) 紅木、したん、こくたん又はびやくだん を用いたもの (二) その他のもの	一六%	一四%
六八・〇二	石碑用又は建築用の石(加工したものに限り)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一又は第六九類に該当するものを除く。)	二〇%	一七・五%
六八・〇三	大理石(みがいたものに限り)及び大理石製品 (1) 大理石の板(みがいたものに限り。)	一六%	一四%
六八・〇四	(2) その他のもの 二 その他のもの スレート(加工したものに限り)及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)	一六%	一四%
六八・〇五	プラスチック製品 ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限り)の織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。)	一六%	一四%
六八・〇六	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)	一六%	一四%
六八・〇七	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一に該当するものを除く。)	一六%	一四%
六八・〇八	磁器(パリアン磁器その他のうわぐすりをしてない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限り。)	一六%	一四%
六八・〇九	その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限り。)	一六%	一四%
六八・一〇	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品その他の製品	一六%	一四%
六八・一一	ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限り)の第七〇・一九号に該当するものを除く。	一六%	一四%
六八・一二	(1) コップ類(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。)	一六%	一四%
六八・一三	(2) 室内装飾用品(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。)	一六%	一四%
六八・一四	(3) その他のもの ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半	一六%	一四%
六八・一五	く。	一六%	一四%

七〇・二二	貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ）	一六%	一四%
七〇・二二	二 その他のもの	一二%	一〇・五%
七〇・二二	その他のガラス製品のうち 石英ガラス製のものを除く 貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	八%	七%
七一・〇二	一 研摩、あなづけその他これらに類する加工をしてないもの	八%	七%
七一・〇二	二 その他のもの	八%	七%
七一・二二	（一） その他のもの	二八%	二四・五%
七一・二二	（二） その他のもの	三二%	二八%
七一・二三	細工品及びその部分品（貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	三二%	二八%
七一・二四	その他の製品（貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。）	三二%	二八%
七一・一五	二 その他のもの	二八%	二四・五%
七一・一五	（一） 身辺用細貨類及びその部分品	三二%	二八%
七一・一五	（二） その他のもの	二八%	二四・五%

七二・一六	身辺用模造細貨類 一 貴金屬をめぐつしたもの	三二%	二八%
七三・〇一	二 その他のもの	二〇%	一七・五%
七三・〇一	銃鉄及びスピイゲル（なまこ形のもの、プロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。）	八%	七%
七三・〇二	一 銃鉄	八%	七%
七三・〇二	二 スピーゲル	八%	七%
七三・〇二	三 フェアラロイ	一三・八%	一三・二%
七三・〇二	四 フェロマンガン	一三・八%	一三・二%
七三・〇二	五 その他のもののうち フェロモリブデン（政令で定める日から昭和四十四年二月三十一日までに輸入されるものに限る。）	一二%	七%
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	八%	七%
七三・一八	二 その他のもの	八%	七%
七三・一八	鉄鋼の管及び素管（鑄鉄管及び水力発電用高圧導水管を除く。）	一三・八%	一三・二%
七三・二〇	一 合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの	一二%	一〇・五%
七三・二〇	鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手	一二%	一〇・五%
七三・三二	鉄鋼製のくぎ、びより、またぐき、かぎぐき、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びより（鋼以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	一二%	一〇・五%
七三・三二	鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリーニスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼製のねじ（スクリーニフック及びスクリーニリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金	一二%	一〇・五%
七三・三四	鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びよりを除く。）、ヘアピン及びカールグリップ	八%	七%
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれ	八%	七%

[illegible]

六円以下のもの	一キログラムにつき二四円	一キログラムにつき二四円
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三六円をこえ、三六〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格との差額	一キログラムにつき、課税価格との差額
三 くず	無税	無税
(1) 銅(合金を除く。)のもの	四%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)
(i) 課税価格が一キログラムにつき三四〇円以下のもの	無税	無税
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三四〇円をこえるもの	四%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)
(2) 銅合金のもの	無税	無税
(i) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円以下のもの	四%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)
(ii) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円をこえるもの	四%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)	三・五%(その率が一キログラムにつき、課税価格との差額より高いときは、当該従量税率)
(iii) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円をこえるもの	無税	無税

銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)

七四・〇五

[illegible]

七六・〇二	アルミニウムの棒、形材及び線	二二・二%	二〇・八%
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯	二二・二%	二〇・八%
七六・〇四	アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	二二・四%	二〇・八%
七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒	二二・四%	二〇・八%
七六・一二	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）のうち	二二・四%	二〇・八%
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限る。）	一六%	一四%
七六・一六	その他のアルミニウム製品	一六%	一四%
七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	二二・二%	二〇・八%
	一 塊		
	B その他のもの		
	(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円	一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円
	(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	一キログラムにつき一〇円	一キログラムにつき一〇円
	(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九八円以下のもの	一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額	一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額
七五・〇五	電氣めつき用のニッケル陽極（電氣分解により製造したものを含む。）	二二%	
七五・〇六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・〇七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・〇八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・〇九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一一	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一二	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一三	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一四	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一五	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・一九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二一	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二二	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二三	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二四	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二五	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・二九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三一	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三二	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三三	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三四	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三五	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・三九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四一	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四二	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四三	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四四	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四五	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・四九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五一	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五二	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五三	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五四	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五五	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五六	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五七	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五八	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・五九	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税
七五・六〇	ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	無税

七九・〇一	八〇・〇一	八〇・〇四	八〇・〇六	八一・〇二
亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	亜鉛の塊及びくず 一塊 (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの (4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの

八二・〇三	タンタル及びその製品	三	その他のもののうち 厚さが〇・一五ミリメートル以下のはく 以外のもの	二一〇%	二一〇%
八一・〇四	その他の卑金屬及びその製品並びにサーメット及びその製品	二	塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）		
		(三)	その他のもののうち アンチモンの塊、粉及びフレーク	一キログラムにつき三八円	一キログラムにつき三七円
八二・〇三	手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。）	一二%			一〇・五%
八二・〇九	ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）				
	二 その他のもの	一四・四%			一二・六%
八二・一一	かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）				
	三 その他のもの	一六%			一四%
八二・一二	はさみ（テラースシャーを含む。）及びその刃	一四・四%			二二・六%
八二・一三	その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパデイルのセット及び用具（つめやすりを含む。）				
	二 その他のもの	一四・四%			一二・六%
	(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）	一六%			一四%
	(2) その他のもの				
八二・一四	スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具				
	二 その他のもの	一六%			一四%
八三・〇二	卑金屬製の取付具（ドアクロージャーを含むものと				

八三・〇六	卑金屬製の小像その他の室内裝飾品	三二%	二八%
一 貴金屬をめつきましたもの			
一 貴金屬をめつきましたもの		三二%	二八%
二 その他のもの		一六%	一四%
ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金屬製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。）			
卑金屬製のビーズ及びスパングル		一六%	一四%
一 貴金屬をめつきましたもの			
卑金屬製の額縁その他これに類する縁及び鏡		三二%	二八%
一 貴金屬をめつきましたもの		三二%	二八%
清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用纖維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの			
二 その他のもの		二二%	一〇・五%
八四・四五	金屬又は金屬炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）		
一 工作機械			
(一) 旋盤			
B 自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち			

同一往復台上にならない切削を行なうことができる二個の横送り台を有するもの	一五%	一五%
E その他のもののうち 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。）及び数値制御式のもの以外のもの		
(1) 自動ならい旋盤 (2) 多軸自動旋盤 (3) その他のもの	一四% 一三% 一二%	一三・五% 一二% 一〇・五%
(二) ボール盤及び中ぐり盤 A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち		
テーブルの位置決めを正逆転減衰運動により行なうもの	一五%	一五%
B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち		
直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの	一五%	一五%
C その他のもののうち ボール盤（数値制御式のものを除く。）	一二%	一〇・五%
(三) フライス盤 D その他のもののうち ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）及び数値制御式のもの以外のもの		
(1) ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。）及びプラノミ		

八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子計算機械 (一) 計数型電子計算機械（計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出	(2) その他のもの 一四％ 一三・五％ 一〇・五％	一五％ 一五％	一五％ 一五％	一四％ 一三・五％ 一〇・五％	研削盤 (2) その他のもの A 内面研削盤（研削することができ、内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限り、セクターレス式のものを除く。）のうち 砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができ、及び砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの C その他のものうち 数値制御式のものを、平面研削盤（研削することができ、長さ三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限り、ロータリーテーブル式のものを除く。）及びねじ研削盤以外のもの (1) 平面研削盤（研削することができ、長さ二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限り、及び内面研削盤（研削することができ、内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限り、）
---	--	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	--

八四・五九 機械類（原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。） 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機 一五％ 一五％	八四・五四 その他の事務用機器（たとえば、贈写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとじ機） 一五％ 一五％	八四・五三 せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 一五％ 一五％	せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 一五％ 一五％	力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限り、）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機 一五％ 一五％	力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限り、）のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機 一五％ 一五％
--	---	---	--	---	---

[illegible]

九二・〇五	その他の吹奏楽器	一六%	一四%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器	一二%	一〇・五%
九二・〇八	オーケストリオン、バーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛のうち オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器（オルゴールその他これに類するものを除く。）以外のもの	一二%	一〇・五%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一 蓄音機用レコード （一）その他のもの B 回転数が一分間につき四〇回以下のもの、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一六%	一四%
九四・〇一	いすその他の腰掛け（寝台に兼用することができ るものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。）及びその部分品 二 とう製のもの 三 その他のもの その他の家具及びその部分品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん 又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	一枚につき 一三六円 一枚につき 一九九円	二四% 一六% 二二% 一四%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品（たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及び	一六%	一四%

九五・〇二	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 二 その他のもの	二四%	二二%
九五・〇三	アイボリーの加工品及び製品 一 ぞうげのもの 二 その他のもの	一六%	一四%
九五・〇四	骨の加工品及び製品	三二%	二八%
九五・〇五	角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 二 その他のもの	一六%	一四%
九五・〇六	コロボその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一六%	一四%
九五・〇七	黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む。）、こはく（凝結したものを含む。）又は海泡石（凝結したものを含む。）の加工品及び製品	一六%	一四%
九五・〇八	成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。）並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く。）及び製品 二 その他のもの	一六%	一四%
九六・〇二	その他のほりき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）並びにモップ （一）歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	一六%	一四%

九六・〇三	(一) 機械の部分品として使用するブラシ (二) その他のもの	一二%	一〇・五%
九六・〇六	ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	八%	七%
九七・〇一	手ふるい(材料を問わない。)	一六%	一四%
九七・〇二	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車	一六%	一四%
九七・〇三	人形	一六%	一四%
九七・〇四	娯楽用の模型及びその他のがん具 テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。)	一六%	一四%
九七・〇五	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品 二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	一六%	一四%
九七・〇六	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品 運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。)	一六%	一四%
九八・〇一	一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 三 ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)並びにこれらのブラック及び部分品	一六%	一四%
九八・〇三	(一) その他のもの 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)	一六%	一四%
	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル (二) その他のもの A ボールペン	一三%(そ)	一二%(そ)

九八・〇四	二 その他のもの (一) その他のもの ペン先及びニブポイント	一六%	一四%
九八・〇五	二 その他のもの 鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラースチック及びビリヤードチョーク	一二%	一〇・五%
九八・〇七	一 鉛筆 二 その他のもの 三 日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限り。)並びに手動式のコンポジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)	一六%	一四%
九八・〇八	及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)	一二%	一〇・五%
九八・一〇	二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)	一六%	一四%
九八・一一	及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一六%	一四%
	一 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金 属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	三三%	二八%
	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)	一六%	一四%
	並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ	一六%	一四%

九八・一二	又はべつこうを用いたもの その他のもの	三二%	二八%
九八・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 一 貴金屬をめぐつた金属、さんご、ぞうげ 又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに 限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	一六%	一四%
		三三%	二八%
		一六%	一四%
		一六%	一四%

附則

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（國稅定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正前の國稅定率法別表第八九・〇四号の稅率の適用を受けた貨物については、なお従前の例による。ただし、当該貨物がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の國稅定率法第二十條の二第三項に規定する場合に該當することとなつた場合には、同項の規定を適用する。

（國稅法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正後の國稅法（以下この条において「新國稅法」という。）第四條第六号の規定は、施行日以後に同法第七十六條第三項の規定による通知がされる郵便物について、同法第四條第八号の規定は、同日以後に輸入される郵便物について、それぞれ適用する。

2 新國稅法第七條の三第一項の規定は、施行日以後に輸入の許可を受ける貨物に係る更正の請求について適用する。

8 新國稅法第十三條の規定は、施行日以後に支払決定又は充当をする國稅（滞納処分費を含む。）に係る過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの計

算については、なお従前の例による。

4 新國稅法第八十九條第二項の規定は、施行日以後にされた國稅法又は他の國稅に關する法律の規定に基づく処分に係る異議申立てについて適用し、同日前にされた國稅法又は他の國稅に關する法律の規定に基づく処分に係る異議申立てについては、なお従前の例による。

5 新國稅法第五條第一項第四号の二の規定は、施行日以後に輸出された貨物で改正後の國稅定率法第十一條に規定するものについて適用する。

（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律の一部改正）

第四條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の二中「第三條の二第一項」の下に「本文」を加える。

第六條第四項中「修正申告について」の下に「國稅法第七條の三第一項（更正の請求）の規定は、保税地域から引き取られる課稅物品に係る内國消費稅についての國稅通則法第二十三條第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について」を加える。

第十三條第三項中「第十七條第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。
（罰則に對する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條の規定により従前の例によることとされる貨物に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十一日日本委員會に左の案件を付託された。

一、入場稅減免に關する請願（第五五六号）（第六五〇号）（第六五一号）（第六五二号）（第六五三号）（第六五四号）（第六五五号）（第六五六号）（第六五七号）（第六五八号）（第六六六号）（第六六七号）

一、昭和四十三年產子約克渡米穀の所得に對する課稅特例措置に關する請願（第六〇四号）
一、バナナの輸入關稅すえ置に關する請願（第六三九号）

第五五六号 昭和四十四年二月七日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 東京都杉並區高円寺南三ノ二三ノ一八高円寺映画劇場内 杉山勝三郎
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五〇号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 東京都中央区銀座東三ノ四東銀座ビル内東京都興行環境衛生同業組合 佐々木進
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五一号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
第六五二号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 群馬縣桐生市宮本町一、三二六
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

請願者 福島市栄町一〇ノ四福島興行環境衛生同業組合長 千葉茲二
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五三号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 秋田市南通電ノ丁 堀端英一
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五四号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 東京都中野區中央四ノ六一ノ四中
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五五号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願
請願者 大分市府内町三ノ三ノ一一 渡辺 憲一
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五六号 昭和四十四年二月十三日受理

入場稅減免に關する請願（三通）

請願者 岡山市奉還町二ノ五ノ二三 河合 操外二名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五七号 昭和四十四年二月十三日受理

入場税減免に関する請願(四通)

請願者 群馬県高崎市通町二五高崎ピカデリー劇場内 中条恒夫外三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六五八号 昭和四十四年二月十三日受理

入場税減免に関する請願(五通)

請願者 岡山市駅前町一ノ六ノ一岡山カブキ座内岡山県興行環境衛生同業組合内 石田武夫外四名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六六六号 昭和四十四年二月十三日受理

入場税減免に関する請願

請願者 福岡市中州四ノ六ノ一八 岡部章

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六六七号 昭和四十四年二月十三日受理

入場税減免に関する請願(十通)

請願者 広島県三原市本町一、五六九 徳永肇外九名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六〇四号 昭和四十四年二月十二日受理

昭和四十三年産予約充渡米穀の所得に対する課税特例措置に関する請願

請願者 新潟市学校町一番町六〇二新潟県 議会議員 相場一清

紹介議員 佐藤 隆君

予約充渡米穀に対する課税特例措置は、多年にわたつてわが国食糧の安定供給と農業経営基盤の安定強化に大きく寄与してきたものであり、その廃止によつて生ずる影響は、本県のような水稲単作地帯にあつては特に大きいものがある。本措置は、すでに慣習化しており、いまこれを廃止することは農民の期待と利益を著しくそこない、ひいてはその生産意欲を減退させて、農業の生産性及び所得格差の増大に拍車をかけるものであるから、昭和四十三年産予約充渡米穀の所得に対して課税特例措置を講ずるよう強く要望する。

第六三九号 昭和四十四年二月十二日受理

バナナの輸入関税すえ置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 羽田義和

紹介議員 木内 四郎君

バナナの大量輸入のために果樹産業が深刻な影響を受けている現状において、バナナの輸入関税率を引き下げることは、生産農家にさらに大きな打撃を与えることになるから、国内果樹産業がそれと競合できるようにするまで、現行の輸入関税率六十パーセントをすえ置かれたい。

二月二十四日本委員会に左の案付を付託された。

一、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

及び地方税法の特例等に関する法律案

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税条約 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 相手国の居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む)で、租税条約の規定によりわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるものをいう。

三 限度税率 租税条約において相手国の居住者に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額をこえないものとして、一定の場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(配当等)に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例

第三条 相手国の居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む)で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの(以下「配当等」という。)に對する同法第七十條、第七十九條又は第二百十三條第一項の規定の適用については、当該限度税率が百分の二十以上である場合を除き、

これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。

2 前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第四条 相手国の居住者で所得税法第六十五條又は法人税法第四十二條の規定の適用を受けるものが、配当等又は譲渡収益(資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものをい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合)には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約において当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ規定する限度税率を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得が生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

3 第一項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。)をも含めて規定されて

いるときは、同項の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとて政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五條 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国の居住者である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税割のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百三十四条の六第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する法人税割の標準税率とする。

2 前項に規定するその課税標準である法人税割のうち前条第一項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税割のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七條第一項又は第三百三十一條の十三第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、その法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一項に規定する相手国の居住者の行なう事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべき配当等又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

(双方居住者の取扱ひ)

第六條 所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定によりわが国以外の締約国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限る。及びこの法律の規定を適用する。)(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

第七條 大蔵大臣は、租税条約のわが国以外の締約国の権限ある当局と当該租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(相手国の租税の徴収)

第八條 政府は、租税条約の規定によりわが国以外の締約国の租税につき当該締約国の政府から徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

(実施規定)

第九條 第二條から前条までに定めるもののほか、租税条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の廃止)

第二條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第五十四号)

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第六十号)

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストラリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十九号)

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第六十一号)

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第六十七号)

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第九号)

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十号)

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十一号)

十一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十一年法律第十七号)

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十八号)

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十九号)

十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第二百三十号)

(経過措置)

第三條 第三條中所得税法第七十條及び第七十九條の規定に係る部分並びに第四條及び第五條の規定は、昭和四十四年一月一日(法人につき第四條又は第五條の規定を適用する場合)には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益について適用し、これらの日前に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については

は、なお従前の例による。

2 第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当等については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税法」といふ。)及び「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び」を削る。

法律

第一条中「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米所得税法」といふ。)

第二条及び第三条を削る。

第四条中「合衆国の国籍」を「アメリカ合衆国(以下「合衆国」といふ。)

第五条中「日米所得税法第二十一条又は」及び「日米所得税法第二十七条第二項又は」を削り、同条を第三条とする。

第六条中「第二条から前条まで」を「前二条」に改め、「日米所得税法第二十一条又は」を削り、同条を第四条とする。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、昭和四十三年産米穀についての所得税及び

法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税及び法人税の特例)

第一条 個人又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」といふ。)が、その生産した昭和四十三年産の米穀を、次の各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる期間内に政府に売り渡した場合、当該個人又は農業生産法人のその売渡しの日の属する年分の所得税又は同日を含む事業年度分の法人税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき、当該米穀の売渡しの時期及び生産される区域の区分に応ずる別表に掲げる金額の割合で計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十五号に規定する農業所得に係る同法第二十七條第二項の総収入金額(以下「農業所得に係る総収入金額」といふ。)に算入せず、又は当該事業年度の所得の金額の計算上預金の額に算入する。この場合において、当該合計額に相当する金額に対応する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の必要経費に算入せず、又は当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。

一 千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域内で生産される米穀 昭和四十三年十一月十六日から昭和四十四年四月十五日までの期間
二 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、三重県、滋賀県及び島根県の各区域内で生産される米穀 昭和四十三年十二月十六日

から昭和四十四年五月十五日までの期間

三 前二号に掲げる区域以外の区域内で生産される米穀 昭和四十四年一月十六日から同年五月三十一日までの期間

2 前項前段の規定により損金の額に算入された金額から同項後段の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(所得税の経過的特例)
第二条 個人が、その生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十四年三月十五日までに政府に売り渡した場合、当該個人の昭和四十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき二百八十円の割合で計算した金額は、農業所得に係る総収入金額に算入しない。

2 前項の規定は、個人がその生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十四年三月十六日から次の各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる日までの間に政府に売り渡す見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「売渡しの数量」とあるのは、「売渡見込みの数量」と読み替へるものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる米穀 昭和四十四年四月十五日
二 前条第一項第二号に掲げる米穀 昭和四十四年五月十五日
三 前条第一項第三号に掲げる米穀 昭和四十

四年五月三十一日

3 前項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、前項に規定する期間内に政府に売り渡した同項の米穀の数量が税務署長の承認を受けた売渡見込みの数量に満たないこととなる場合には、当該期間を経過した日から四月以内に、昭和四十三年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九條第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」といふ。)を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により約付すべき税額を納付しなければならない。

4 前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正(以下「更正」といふ。)を行なう。

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第二十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第二条第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中期限内申告書とあるのは「所得税法第二條第一項第三十七号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第

六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(法人税の経過の特例)

第三条 農業生産法人が、その生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を前条第二項各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる日までに政府に売り渡した場合に、当該農業生産法人のその売渡しの日を含む事業年度分の法人税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき二百八十円の割合で計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十八条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第一条第一項又は第三条第一項に規定する売渡しの日を含む事業年度

別表

売渡しの時期	(一) 千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀	(二) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、三重県、滋賀県及び島根県の各区域において生産される米穀	(三) (一)及び(二)の区域以外の区域において生産される米穀
昭和四十三年十一月十六日から同年十二月十五日まで	五四円	一	一
昭和四十三年十二月十六日から昭和四十四年一月十五日まで	一〇八円	五四円	一

(以下「売渡事業年度」という。) 分の法人税につき法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)を受けた農業生産法人は、第一条第一項又は第三条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなり、政令で定めるところにより、税務署長に限り、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過小となる場合

昭和四十四年一月十六日から同年二月十五日まで	一六二円	一〇八円	五四円
昭和四十四年二月十六日から同年三月十五日まで	二六円	一六二円	一〇八円
昭和四十四年三月十六日から同年四月十五日まで	二七〇円	二六円	一六二円
昭和四十四年四月十六日から同年五月十五日まで	一	二七〇円	二六円
昭和四十四年五月十六日から同年三月三十一日まで	一	一	二七〇円

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十四億円である。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、入場税減免に関する請願(第六七三三号)(第六九〇号)(第七五五号)(第七七〇号)(第八〇二号)(第八一三三号)(第八四三三三)

第六七三三号 昭和四十四年二月十四日受理
入場税減免に関する請願(四十八通)
請願者 宮城県仙台市東一番丁八八仙合松 竹内 稲森二二夫外四十七名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第六九〇号 昭和四十四年二月十四日受理
入場税減免に関する請願
請願者 北九州市門司区羽衣町二 多川直彦
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七五五号 昭和四十四年二月十八日受理
入場税減免に関する請願
請願者 群馬県前橋市平和町群馬県銀行環境衛生同業組合内 井口弘
紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第七七〇号 昭和四十四年二月十九日受理
入場税減免に関する請願(三三三三)
請願者 神戸市長田区庄田町三ノ二 渡辺 精一外二名
紹介議員 鹿島守之助君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八〇二号 昭和四十四年二月十九日受理
入場税減免に関する請願(三三三三)
請願者 佐賀市水ヶ江二ノ五ノ五 塩本康夫外二名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第八〇三三号 昭和四十四年二月十九日受理
入場税減免に関する請願(十通)
請願者 高知市八軒町四 富田乙松外九名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第八四三号 昭和四十四年二月二十日受理
入場税減免に関する請願(十通)

請願者 広島市段原日出町二三ノ一 吉

田年男外九名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二号中正誤

ページ 段行 誤

一 三 四 文章

文書

正